

民法等の一部を改正する法律の 施行期日について

令和7年11月
法務省民事局

民法等の一部を改正する法律(令和6年法律第33号)の施行期日

令和8年4月1日

民法等の一部を改正する法律の概要

- ① 親の責務等に関する規律を新設
- ② 親権・監護等に関する規律の見直し
 - ・ 離婚後の親権者に関する規律を見直し
 - ・ 親権行使に関する規律を整備
 - ・ 監護の分掌に関する規律等を整備
- ③ 養育費の履行確保に向けた見直し
- ④ 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し
- ⑤ その他(財産分与・養子縁組に関するルール等)の見直し

養育費等に関する経過措置

- **養育費債権の先取特権** 【改正法附則第3条第1項】
施行日前に養育費等の取決めがされた場合には、
施行日以後に生じた各期の定期金に適用される
- **法定養育費** 【改正法附則第3条第2項】
施行日前に離婚した場合等には適用されない
- **親権者変更** 【改正法附則第6条】
施行日前にされた親権者変更の申立てについて、
家庭裁判所が判断をする時期が施行日後となる場合には、
単独親権から共同親権への変更が可能

閣議決定

令和7年10月31日閣議決定(11月6日公布)